

大阪市告示第951号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月7日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和8年7月21日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
普通自動車 (ホンダ 白色)	浪速区塩草1丁目1番先
普通自動車 (ホンダ 黒色)	浪速区桜川2丁目5番先

(建設局総務部管理課)